

「福祉・介護職員等特定処遇加算」について

「障害福祉人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある障害福祉人材に重点化を図りながら、障害福祉人材の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この件を受け、令和元年の介護報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

介護職員等特定処遇改善加算の算定をするにあたり

- 1、現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
 - 2、現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、複数の取組を行っていること。
 - 3、賃上げ以外の処遇改善の取組みの見える化（ホームページ等で）を行っていること。
- という3つの要件を満たしている必要があります。

「福祉・介護職員等特定処遇加算対象施設」について

加算対象施設	福祉・介護職員 処遇改善加算	サービス名	福祉・介護職員等 特定処遇改善加算
ニックス南訪問介護事業所	加算Ⅰ	○居宅介護 ◇重度訪問介護	○特定加算Ⅰ ◇特定加算Ⅱ
ニックス東訪問介護事業所			
ニックス中訪問介護事業所			
ニックス安芸訪問介護事業所			
ニックス佐伯訪問介護事業所			
ニックス訪問介護事業所			

「職場環境要件等について」

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容については次のとおりです。

職場環境	当事業所としての取組み
入職促進に向けた取組	○法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ○職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	○子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す物のための休業制度などの充実、事業所内託児施設の整備 ○有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	○雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

職場環境	当事業所としての取組み
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施